

第1回地方独立行政法人成東病院評価委員会 次第

開催日時及び場所

日時 平成21年11月25日(水)

午前10時～

場所 組合立国保成東病院 南棟6階大会議室

- 1 開会
- 2 会議概要
- 3 委員の委嘱
- 4 市長あいさつ

- 5 議事
 - (1) 地方独立行政法人成東病院評価委員会運営規程(案)について
 - (2) 地方独立行政法人成東病院中期目標(素案)について
 - (3) 法人名称について
 - (4) 理事長等選任の考え方
 - (5) その他

- 6 閉会

会議資料

資料1 地方独立行政法人成東病院評価委員会運営規程(案)

資料2 組合立国保成東病院の沿革と概要

資料3 一部組合解散と地方独立行政法人化の経緯について

資料4 独法化後の国保成東病院のあり方について

資料5 地方独立行政法人制度について

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人成東病院評価委員会条例(平成21年山武市条例第21号)第7条の規定に基づき、地方独立行政法人成東病院評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(意見の聴取)

第3条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、委員会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、議長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、公開とする。

2 会議録及び会議資料の公開の方法は、山武市ホームページにおいて当該会議録及び会議資料を掲示することによることとする。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。

(傍聴の手続)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に自署しなければならない。

(傍聴することができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることはできない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼり等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない

(1) 会場における言論に対して、拍手その他方法により公然と可否を表明しないこと

(2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと

(3) はち巻、腕章又はたすきの着用その他示威行為をしないこと

(4) 飲食又は喫煙をしないこと

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第11条 傍聴人は、会議の写真、動画等を撮影又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第12条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 議長は、傍聴人がこの規程に違反すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年11月25日から施行する。

○組合立国保成東病院の沿革と概要

資料2

1. 組合立国保成東病院の沿革

- 昭和28年6月 病床数51床、診療科目は内科、外科、産婦人科の3科で開院。
- 昭和44年1月 現在の位置に移転。病床数110床(うち結核病床12床)その後、昭和46年には整形外科、脳神経外科を増設し、診療科目は10科となった。
- 昭和55年12月 病床数220床となるための増改築工事に着手し、昭和57年3月竣工、昭和60年7月総合病院となった。
- 平成4年3月 平成元年度から3か年の継続事業をもって増改築を行い、人間ドック10床を含め130床増床で350床となった。
- 平成7年4月 循環器科、呼吸器科、消化器科、小児外科を増設。
- 平成10年4月 救急医療を確立するため、2次救急輪番体制を立ち上げ。
- 平成11年11月 一般病床350床のうち40床を療養病棟としてオープン。
- 平成12年4月 歯科口腔外科を開設し、診療科が18科となり、介護保険法に対応するため、居宅介護支援事業所を実施。訪問看護ステーションを設置。
- 平成13年5月 作業療法室を新設。
- 平成17年5月 言語療法室を新設。
- 平成18年4月 内科に和漢診療を取り入れた業務を開始。
- 平成20年5月 療養病床40床を廃止し、一般病床350床に変更。

2. 組合立国保成東病院の概要

(1)開設者 山武市、東金市、九十九里町、芝山町の4か市町組合立病院

(2)開設年月日 昭和28年6月1日

(3)許可病床数 350床(一般病床)

(4)診療科目

(1)内科、(2)循環器科、(3)呼吸器科、(4)消化器科、(5)外科、(6)小児科、(7)産婦人科、(8)整形外科、(9)脳神経外科、(10)耳鼻咽喉科、(11)眼科、(12)泌尿器科、(13)皮膚科、(14)小児外科、(15)麻酔科、(16)歯科口腔外科、(17)リハビリテーション科、(18)公衆衛生科

(5)施設

- ①敷地面積 24,559.935 m²(うち成東病院所有地 1,913.49 m²)
- ②病院施設 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 延床面積 16,838.25 m²
- ③車庫及び倉庫 鉄骨造陸屋根2階建 延床面積 293.40 m²
- ④看護師宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 延床面積 696.72 m²
- ⑤託児所 木造スレートぶき平家建 延床面積 149.88 m²

(6)職員数(平成21年4月1日現在)

正職員数 259 人、臨時職員 42 人、非常勤職員 49 人、合計 350 人

(単位:人)

主な職種	正規職員	臨時職員	非常勤職員	合計
医師・歯科医師	28	—	49(9.0)	77
看護師	135	22	—	157
コメディカル	46	3	—	49
医療補助員等	23	14	—	37
事務職	27	3	—	30

()は常勤換算数

(7)患者数の推移

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入院患者数	97,987	57,260	64,328	64,111
外来患者数	171,405	110,102	112,565	119,033

(8)経営状況

①医業収支の状況

(単位:千円)

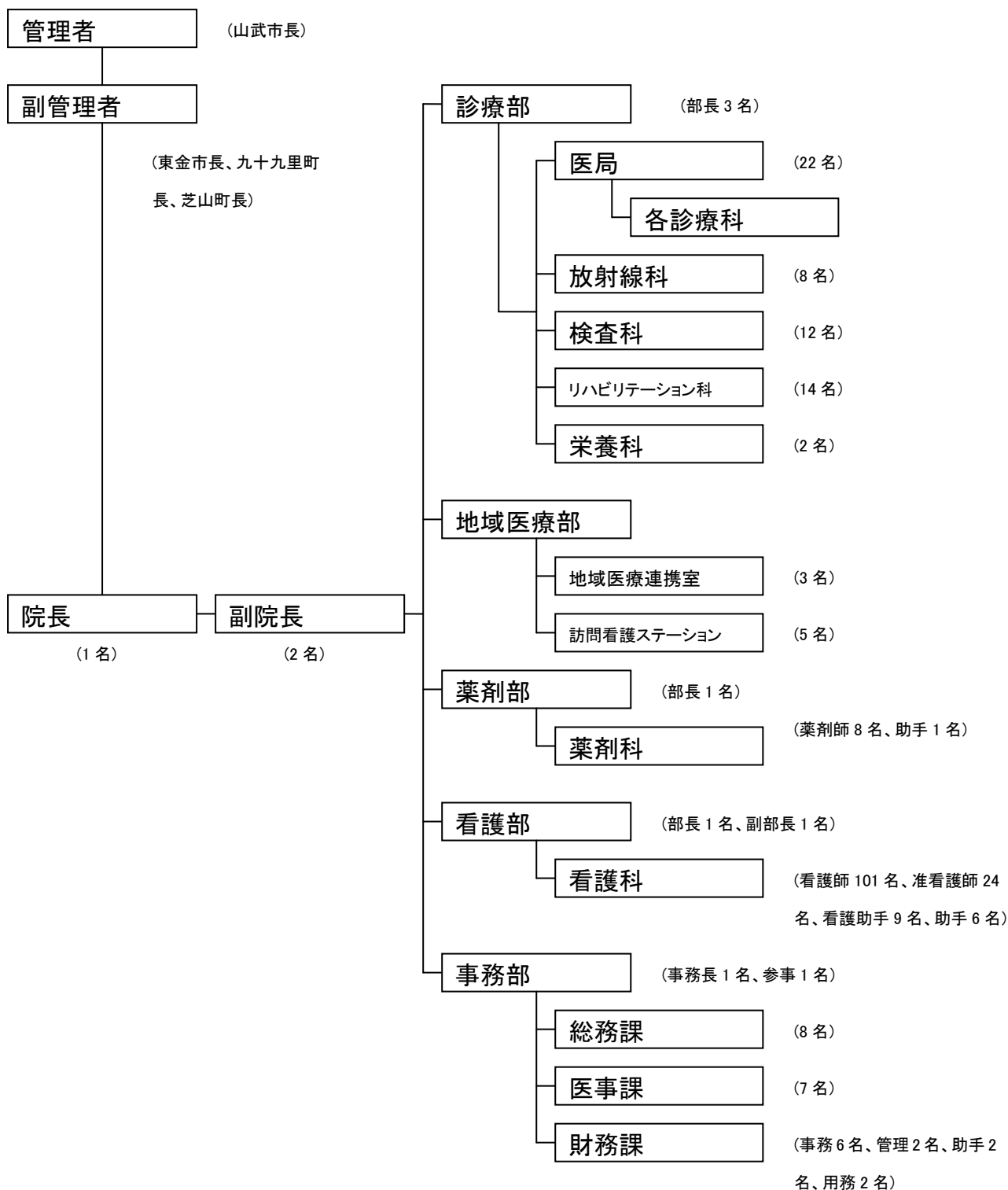
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
医業収益	4,414,948	2,743,043	3,210,183	3,222,549
医業費用	4,985,276	4,244,214	4,346,061	4,119,905

②繰入金の状況

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
繰入金	853,963	846,367	1,035,777	886,652

(9) 成東病院組織図(平成21年8月1日現在)



成東病院は、開設以来、地域の中核病院として高度医療・救急医療を推進してきた。しかし、卒後臨床研修制度導入に伴う全国的な医師不足並びに救急診療業務等の過重労働により平成18年3月に内科常勤医師全員が退職する事態となり、患者数の減により平成18年度985百万円の経常損失を計上し、平成19年度には累積欠損金も4,386百万円に達した。平成19年度には構成市町からの追加負担金2億円や一時借入金により資金不足に対応したが、平成20年度当初予算では3.5億円の赤字予算を余儀なくされ、構成市町の財政事情も厳しいことから追加負担も望めず、最終的に県からの振興資金借入金3億円により資金不足を回避したものである。

この状況から平成21年3月に千葉県の指導の下、経営改善計画を策定し、現状の職員体制や入院患者数の推移を踏まえ、概ね200床規模での運営を想定し、実行可能な取組として検討した増収策や給与カットをはじめとした経費削減策などを着実に実行するとともに、構成市町を交えた進行管理にも努めている。

改善計画を受けて、平成21年度においては患者数も回復(10月末時点対前年比 入院7.0%増,外来4.4%増)し、経営は改善傾向にあるが、独法化により、目標管理の仕組みを導入し業績評価を徹底すること、多様な契約方法により経費の一層の削減・効率化を図ること等を行うことを通じて、現在の経営改善をさらに推進させるものである。

なお、山武市は成東病院の所在市でもあることから、地域医療を長年にわたり受け持ってきた成東病院を、最大限の努力を持ってこれからも運営していくが、将来の医療制度改革や行政財政改革に対応するためには、病院経営における機動性、弾力性の確保が喫緊の課題である。そのためには現場の状況を最も把握している病院経営者(理事長)による迅速な意思決定を可能とすることが何より肝要であり、地方独立行政法人化が必要と考える所以である。

<独法化等の検討経緯>

平成20年3月 コンサルタントに経営診断を委託した結果、「成東病院の根本的な課題である経営の自立性、機動性を確保し、抜本的な経営改善を図るためには地方独立行政法人化がもっとも有力な選択肢である」との提言を受け、地方独立行政法人化するにあたり準備組織を立ち上げることが成東病院議会で承認された。

平成20年4月 構成市町職員(東金市1名山武市2名)からなる組織を設け地方独立行政法人化の事務作業に入った。5月の構成市町長会議にて地方独立行政法人化の効果、移行準備業務の概要及び懸案事項について報告したが、この会議で東金市及び九十九里町からは地方独立行政法人設立に加わらない旨の申出があり、併せて芝山町も組合脱退の意向が示された。

平成 20 年 8 月 成東病院議会全員協議会において、地方独立行政法人化の効果、移行準備業務の概要及び懸案事項について最終報告した。

平成 20 年 10 月 構成市町長会議において、経営改善等においても4つの構成市町では意見が一致せずなかなか先に進まないという理由から地方独立行政法人前に一部事務組合の早期解散を求める発言があった。

平成 20 年 12 月 成東病院構成市町長会議にて、山武市の補正予算として地方独立行政法人化コンサル委託料(国の交付金を山武市が申請)を計上することについて了承された。また成東病院議員及び構成市町正副議長による拡大会議で、組合解散、地方独立行政法人化等について協議することが了承された。

平成21年

4月22日 成東病院組合全員協議会において組合立国保成東病院の一部事務組合解散及び地方独立行政法人移行に関する協定書の締結と組合立国保成東病院一部組合解散・地方独立行政法人移行協議会設置が了承された。

5月1日 第1回協議会 長会長より「解散に係る裁定(案)」を提示

- ・清算負担割合は、4市町間における患者利用割合とする。
- ・対象債務等は、企業債等償還金・退職金債務・修繕費・独法設立時の運転資金等とする。

5月18日 第2回協議会 企業債等償還金・退職金債務・債務負担行為の償還について負担を了解

9月30日 第3回協議会 組合解散に係る未払金等の処理方法、運転資金、修繕費用、土地名義書換経費、システム整備費について最終的に合意。

10月20日 構成市町議会で解散・財産処分・事務承継等に関し議決。

同時に山武市においては地方独立行政法人の定款・評価委員会条例等を議決し、今後中期目標・中期計画について審議したうえで、22年4月に法人を設立する予定である。

独法化後の国保成東病院のあり方について

山 武 市

組合立国保成東病院一部事務組合解散・地方独立行政法人移行協議会の協議に基づき、国保成東病院組合の解散の議決が4市町議会で可決され、山武市単独で独法を設立することが確実になった場合の成東病院のあり方については、以下の考え方を基本とする。

- 1 独法（公設公営）による運営とし、公の責任において、地域住民が安心して継続的に医療サービスを楽しむことができるようにする。
- 2 在宅医療との連携など地域医療の充実を第一に考えた運営を行うとともに、安定した経営を行えるようにする。
- 3 現在の医療スタッフ（医師・看護師等）のできる診療体制を基本とする。
現在の診療科を**基本的に**継続する。
- 4 近年の病床稼働状況（許可病床数350に対し近年の稼働実績は180～200程度）を踏まえ、一般病床を**210～230**床程度とする。また、残余のスペースで、**老健**を新設する方向で検討する。
一般病床については急性期中心の運用とし、診療単価及び病床稼働率の向上を図る。
老健の運営形態については、公の責任において、地域住民が安心して継続的に介護・保健サービスを楽しむことができるようにするため、病院直営による運営の方向で検討する。老健の施設の規模、サービスの開始時期、施設整備等などの詳細については、今後、山武市に設置される地方独立行政法人評価委員会でさらに検討する。
- 5 医師・看護師等の確保のためには、医師・看護師等にとって働きやすく魅力ある病院とすることが重要であり、処遇について最大限配慮する。また、頑張った人が報われる病院となるよう努める。
 - ① 現在の職員については、いったん整理退職の扱いとし県総合事務組合の規定に基づき割増しされた退職金を支払った上で再雇用することを基本とする。再雇用後の給与については、現給保障を基本とする。
共済に関しては、短期については健康保険組合又は協会けんぽ、長期については、地方職員共済組合に移行することとする。
 - ② 医師・看護師等の一層の確保のために山武市又は地方独立行政法人が必要な措置を講ずることについて検討する。（研修制度、奨学金、福利厚生の実施、大学との連携等）

- 6 この他、事務の効率化、費用の縮減等を図るなどにより、山武市による繰り出しを必要最小限のものとする。
- 7 上記の考え方を踏まえた中期目標、中期計画等を作成し、山武市に設置される地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くものとする。
- 8 22年3月末の組合解散後の22年4月1日の独法設立を目標とし、途切れることなく医療を提供するものとする。

地方独立行政法人制度について

1. 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2. 対象業務

- ① 試験研究
- ② 大学の設置
- ③ 公営企業に相当する事業の経営(水道、工業用水道、軌道、自動車輸送、鉄道、電気、ガス、病院)
- ④ 社会福祉事業の経営(特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業など)
- ⑤ その他公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

3. 設立手続き

設立団体(地方公共団体)が議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事が認可。

4. 財産的基礎

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5. 役職員の身分など

- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任

6. 目標による管理と評価の仕組み

地方独立行政法人法により「目標→計画→評価→業務運営への反映」というサイクルを義務付け

- ・ 中期目標(3～5年)は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・ 中期計画(3～5年)は、法人が作成し、議会の議決を経て、設立団体の長が認可。
- ・ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に提出。
- ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・ 設立団体の長は、各年度の評価結果を議会に報告。
- ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

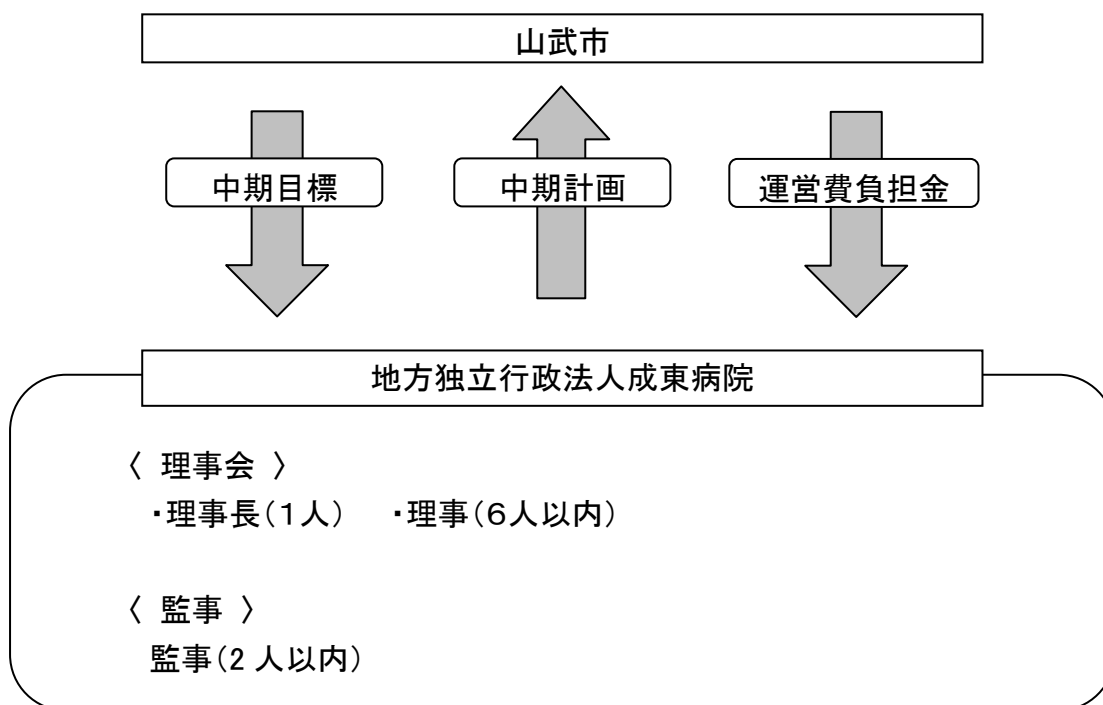
7. 財務及び会計

- ・ 原則として企業会計原則による。
※公営企業会計は単年度予算で、企業会計は目標期間における予算が適用。
- ・ 法人は、事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8. 財源措置等

- ・ 法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・ 設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行することができない。
- ・ 法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。(例えば、個室料、診断書料・証明書料、人間ドック・健康診断、面談料(セカンドオピニオン)など)

9. 地方独立行政法人成東病院 運営イメージ



市は病院が行う中期目標を法人に指示し、それを達成するための中期計画を法人が示す。
運営費負担金については市が負担する。

1 評価委員会の概要

- (1) 設置の根拠 地方独立行政法人法第11条第1項
- (2) 位置付け 市の附属機関
- (3) 役割 地方独立行政法人の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画、財務諸表等について市長に対し意見の提示を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を果たす。

(4) 組織・運営

【地方独立行政法人評価委員会条例(概要)】

○ 委員・専門委員(2条、3条、4条)

区分	定数	任期	任命方法
委員	8人以内	2年(再任可)	学識経験者から市長が委嘱
臨時委員			特別の事項に関する学識経験者から市長が委嘱

○ 委員長

- ・ 委員のうちから互選(5条1項)
- ・ 会務を総理し、委員会を代表(5条2項)

○ 会議

- ・ 委員長が召集し、委員長が議長となる(6条1項)
- ・ [開催要件] 委員及び議事に関係のある臨時の委員の過半数の出席が必要(6条2項)
- ・ [議決要件] 出席者の過半数で議事を決する(6条3項)

2 評価委員会の業務

業務の実績 の評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 各事業年度における業務の実績に関する評価(法 28 条1項) ② 中期目標期間における業務の実績に関する評価(法 30 条1項) ③ 評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告(法 28 条3項)
市長が認可・承認等をする際の事前意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>業務方法書を認可する際の意見</u>(法 22 条 3 項) ② <u>中期目標を作成・変更する際の意見</u>(法 25 条 3 項) ③ <u>中期計画の作成・変更を認可する際の意見</u>(法 26 条 3 項) ④ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見(法 31 条 2 項) ⑤ 財務諸表を承認する際の意見(法 34 条 3 項) ⑥ 中期計画で定める剰余金の使途への残余利益の充当を承認する際の意見(法 40 条 5 項) ⑦ 次期中期目標期間の業務の財源への積立金の充当を承認する際の意見(法 40 条 5 項) ⑧ 中期計画で定める限度額を超えた短期借入金を認可する際の意見(法 41 条 4 項) ⑨ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見(法 41 条 4 項) ⑩ 重要な財産の処分を認可する際の意見(法 44 条 2 項)
意見の申し出	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出</u>(法 49 条 2 項、56 条 1 項)

注1) ゴシック体部分が、法人設立まで(平成 21 年度中)に行う業務

注2) 「法」=地方独立行政法人法

成東病院理念(案)

- 患者中心の医療を行い、信頼される病院を目指す。

- 地域の子育て、健康の増進に寄与するとともに、地域特性（高齢化）に配慮した医療を確立する。

- 地域の中核的病院として、地域医療連携の推進役となる。

中期目標・中期計画の概要

資料9

	中期目標	中期計画
市と法人の関係	中期目標は、市長が作成し、法人へ指示する。	法人は、中期目標に基づいて中期計画を作成し、市長の認可を得て、計画的に業務を遂行していく。
記載事項	<p>【地方独立行政法人法第25条】</p> <p>①中期目標の期間（3年～5年）</p> <p>②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>③業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>④財務内容の改善に関する事項</p> <p>⑤その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>【地方独立行政法人法第26条】</p> <p>① 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>④短期借入金の限度額</p> <p>⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>⑥剰余金の使途</p> <p>⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>⑧料金（法83条2項）</p>
手続き	<p>作成の手続き</p> <p>① 評価委員会の意見聴取</p> <p>② 議会の議決</p> <p>③ 法人への指示</p> <p>④ 公表</p>	<p>認可の手続き</p> <p>① 評価委員会の意見聴取</p> <p>② 議会の議決</p> <p>③ 市長の認可</p> <p>④ 公表</p>

前文

組合立国保成東病院は、地域医療を確保し、住民の健康維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命として、成東町外23か町村立成東病院組合により設置された病院である。その公的使命を達成すべく、昭和28年6月の開院より57年間にわたり、山武郡市における中核的な病院として、また、地域医療の支援病院として、地域全体の医療水準の向上に努めてきた。

しかし、急速な少子高齢化の進行や深刻化する医師不足等の影響から病院を取り巻く環境はますます厳しさを増してきており、こうした中で、公的病院としての使命を堅持しつつ、国の医療制度改革や医療を取り巻く社会環境の変化に迅速に対応するとともに、持続的かつ安定的に医療を提供するため、検討を重ねた結果、地方独立行政法人に運営を移行することとした。

なお、検討過程において、一部事務組合を構成する4団体のうち2団体から、新しい医療センター設立に向けて構成団体より脱退したいとの申し出があり、これを踏まえ当該組合を解散し、山武市が単独で地方独立行政法人を設立するものである。

地方独立行政法人化後は、住民の医療需要の変化に的確に対応し、救急医療をはじめ住民が求める地域に根ざした高度な医療の提供に努めるとともに、地方独立行政法人制度の特徴を生かして、住民・患者へのサービスの向上と経営の効率化等に積極的に取り組み、患者及び住民の信頼に最大限応えていくことを期待する。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域の特性に配慮した医療の確立と提供

(1) 診療体制の整備

医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療の需要など社会の変化に即して診療部門の見直し及び充実を行うこと。

さらに、地域住民の高齢化による慢性疾患に対応するための診療体制を整備すること。

(2) 医療機器の計画的な整備及び更新

成東病院に求められる医療を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、計画的に医療機器の整備及び更新を進めること。

(3) 救急医療の充実

二次救急医療機関としての使命を果たし、住民が安心できる救急医療体制の充実を図ること。

2 医療水準の向上

(1) 医療職の人材確保

成東病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医(専門分野の研修を行う医師をいう。)の受入れに努めること。

医師の人材確保については、大学等関係機関との連携強化(寄付講座の検討、奨学金制度の検討)を図ること。

看護師及び医療技術職員の人材確保については、教育実習等の受け入れや関係教育機関との連携強化を図ること。

(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上

医師、看護師及び医療技術職員に対して、資格の取得も含めた教育研修体制の充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上(スキルアップ)を図ること。

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核的病院としての役割を果たすため、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに、山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会と協力し、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。このため、他の医療機関及び医師会との情報交換・連絡を密に行うよう努めること。

地域の医療機関・介護保険施設等と連携して、往診や訪問看護による在宅療養者及び家族を総合的に支援する体制を構築すること。

(4) クリニカルパスの作成及び適用

標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。)の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供すること。また医療機関の連携、ネットワーク化を支える地域医療連携パスの普及を進める。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間の改善等

患者サービスの向上の観点から、外来診療、検査及び手術等の待ち時間の改善に取り組む。

(2) 院内環境及び患者・来院者等の快適性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシーに配慮した院内環境の整備に努めること。

(3) 患者・来院者の利便性向上

病院へのアクセス及び病院内の案内等を充実するなど患者・来院者の移動しやすさに配慮し、利便性の向上に取り組むこと。

(4) 職員の接遇向上

職員一人ひとりが接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。

(5) ボランティアとの協働によるサービス向上

地域ボランティアと連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加を促すこと。

4 安心して信頼できる良質な医療の提供

(1) 安全対策の徹底

患者及び住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故防止対策・院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 患者を中心とする信頼ある医療の実施

医療の中心は患者であるという認識のもと、患者や地域住民と病院との信頼関係を築き上げ、真に地域に密着した病院となること。患者の権利を尊重し、インフォームドコンセント(患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。)を徹底すること。

また、セカンドオピニオン(患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見をいう。)を提供する体制を整えること。

(3) 法令の遵守

患者が安心して医療を受けられるよう、医療法(昭和23年法律第205号)をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。

また、個人情報の取り扱いについては、法令を遵守し適切に行うこと。

5 市の医療施策推進における役割

(1) 市の保健・福祉行政との連携

市民の健康増進を図るため、市の機関と連携・協力して、人間ドック、がん検診等の各種健康診断を実施するなど生活習慣改善、疾病予防及び介護予防の推進を図ること。

市民が病院において、関連する行政サービスを合わせて受けられるための体制や方策について検討すること。

(2) 災害時における医療協力と役割

平時から関係機関との連携をはかり、災害発生時においては、災害の医療拠点として患者を受け入れるとともに、市が指揮する災害対策等に協力すること。

(3) 住民への保健医療情報の提供及び発信

医療に関する専門分野の知識を活用し、住民対象の公開講座の開催やホームページや広報誌等での医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立

成東病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局等の体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標が着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

2 効率的かつ効果的な業務運営

(1) 適切かつ弾力的な人員配置

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応するため、医師をはじめとする職員を適切に配置すること。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

ア 医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、専門医・指導医、専門看護師・認定看護師等の資格取得も含めた教育研修システム(短期留学助成などを含む)を整備すること。

イ 事務職については、プロパー職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成し、事務部門の職務能力の向上を図ること。

(3) 新しい人事評価制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新人事評価制度の導入を図ること。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の構築

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度を導入し、適切な運用を図ること。

(5) 職員の就労環境の整備

日常業務の質の向上を図るとともに、院内保育所の利用充実など、職員にとって働きやすく、また、働き甲斐のある就労環境を整備すること。

(6) 業務改善に取り組む組織の醸成

職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

病院内において指示・文書等の情報の流れを円滑にし、組織全体として、情報の共有を徹底するとともに、変化への対応能力、意思決定のスピードを高めること。

上司と部下、異なる職種における職員間のコミュニケーションを密にし、自由でかつお互いを高めあうことのできる職場の雰囲気醸成すること。

(7) 予算執行の弾力化等

中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努めること。

また、多様な契約手法を活用するなど、費用面でのコスト削減を図る。

(8) 収入の確保と支出の節減

ア 収支全般

医業収支比率については類似黒字病院と同等を目標とし、かつ給与比率は地方独立行政法人化した病院を目標として努力すること。

イ 収入の確保

効果的な病床管理を行うことにより病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率の向上をはかり、収益を確保すること。また、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めること。

ウ 費用節減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直しや業務委託の推進など、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより健全経営を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備の推進

介護老人保健施設の設置を検討すること。

法人名称について

(案)

地方独立行政法人

さんむ医療センター

《選定理由》

- ・ 名称変更により心機一転新たにスタートする。
- ・ 山武市が設立団体であることから「さんむ」を付す。
- ・ 親しみやすさを考え「さんむ」は平仮名表記とする。
- ・ 山武郡市の地域医療の中核を担う病院として「センター」を付す。

※名称変更には、定款の改正が必要(市議会の議決)

理事長等選任の考え方

1. 理事長

現成東病院院長を理事長(予定者)とする。

※理事長は設立団体の長が任命(地方独立行政法人法第14条第1項)

2. 理事(6名以内)

病院職員(医師、看護師、医療技術職、事務職)から選任することが適当と考える。

また、外部理事の選任について検討することが適当と考える。

※理事は理事長が任命(地方独立行政法人法第14条第3項)